

「伝統文化芸術の継承活動・サークル活動等」の助成申請手続きについて

1. 申請条件

- (1) 伝統文化芸術の継承活動は、子どもたちが参加して地域の伝統文化、芸術を継承する活動を対象とする。
- (2) サークル活動は、複数校の教員で構成され、会費を徴収して活動をしている研修サークルを対象とする。
- (3) 本助成は、毎年申請することができる。

2. 申請方法

- (1) 「普通事業助成申請書（伝統文化芸術・サークル活動等）」によって申請する。
- (2) 申請は活動拠点の支部長の推薦を受けて、申請する団体の代表者が直接財団に申請する。
- (3) 申請書の提出にあたって、次の関係書類が添付をする。
 - ①団体の活動の目標や目的、活動内容等が分かる資料
 - ②団体の組織等が分かる資料
 - ③予算や活動経費が分かる資料
 - ④前年度の決算書（前年度申請のあった団体は省略）
 - ⑤振込先通帳表紙裏面のコピー（口座名義がカナで記載されている箇所）

3. 申請書の提出期限

*毎年10月31日までに申請する。（当日の消印有効）

4. 助成額等の決定

- (1) 申請締め切り後に申請書を審査し、助成額を決定する。
- (2) 助成決定通知は、毎年11月中旬をめぐりに申請団体へ通知し、指定口座に送金する。

5. 完了報告書の提出

- (1) 「普通事業助成完了報告書（伝統文化芸術・サークル活動等）」により報告する。
- (2) 完了報告書は、毎年度末日までに提出する。（提出できない場合、事前に連絡）
- (3) 完了報告書の提出にあたって、次の関係書類を添付する。
 - ①事業案内、要項等
 - ③事業報告書
 - ③事業にかかわる収支報告（収入及び支出の備考欄に「財団助成」を明記）